

平成 21 年 5 月 29 日（金曜日）

○出席議員（15名）

| | | | | | |
|-----|---------|----|------|---------|----|
| 1 番 | 南 昭 榮 | 議員 | 10 番 | 武 田 純 一 | 議員 |
| 2 番 | 笹 川 広 美 | 議員 | 12 番 | 宮 本 空 伸 | 議員 |
| 3 番 | 諏 訪 良 一 | 議員 | 14 番 | 岩 井 礼 二 | 議員 |
| 4 番 | 堀 江 健 爾 | 議員 | 15 番 | 西 村 秀 博 | 議員 |
| 5 番 | 宮 下 為 幸 | 議員 | 17 番 | 小 坂 博 康 | 議員 |
| 6 番 | 亀 野 富二夫 | 議員 | 19 番 | 作 間 七 郎 | 議員 |
| 8 番 | 藤 本 一 義 | 議員 | 20 番 | 杉 本 平 治 | 議員 |
| 9 番 | 古 玉 栄 治 | 議員 | | | |

○欠席した議員（4名）

| | | | | | |
|------|---------|----|------|---------|----|
| 7 番 | 甲 部 昭 夫 | 議員 | 13 番 | 若 狭 明 彦 | 議員 |
| 11 番 | 上 見 健 一 | 議員 | 16 番 | 坂 井 幸 雄 | 議員 |

○説明のため出席した者

| | | | |
|-------------|---------|-------------|-----------|
| 町 長 | 杉 本 栄 蔵 | 土木建設課長 | 出 雲 修 |
| 副 町 長 | 小 山 茂 則 | 農 林 課 長 | 表 辰 祐 |
| 教 育 長 | 池 島 憲 雄 | 上 下 水 道 課 長 | 長 谷 川 良 次 |
| 参事兼総務課長 | 永 源 勝 | 福 祉 課 長 | 坂 井 信 男 |
| 参事兼監理課長 | 澤 賢 造 | 保 健 環 境 課 長 | 大 森 一 義 |
| 参事兼住民課長 | 小 林 玉 樹 | 会 計 課 長 | 松 栄 哲 夫 |
| 企 画 課 長 | 広 瀬 康 雄 | 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 浩 一 |
| 情 報 推 進 課 長 | 澤 伸 一 | 生 涯 学 習 課 長 | 吉 田 外 喜 夫 |
| 税 務 課 長 | 大 村 義 一 | | |

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 土 屋 哲 雄

〃 北 原 奈 緒 美

○議事日程（第1号）

平成 21 年 5 月 29 日 午後 3 時開会

日程第 1 補欠選挙により当選した議員の議席の指定

日程第 2 議席の一部変更

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 議案の一括上程

報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 20 年度中能登町一般会計補正予算)

報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 20 年度中能登町一般会計補正予算)

報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 20 年度中能登町老人保健特別会計補正予算)

報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 20 年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算)

報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 20 年度中能登町介護保険特別会計補正予算)

報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 20 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算)

報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 20 年度中能登町下水道事業特別会計補正予算)

報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 20 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算)

報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 20 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算)

報告第 10 号 平成 20 年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 11 号 専決処分の承認を求めることについて

(中能登町税条例の一部を改正する条例について)

報告第 12 号 専決処分の承認を求めることについて

(中能登町原子力発電施設等立地地域の指定による町税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について)

報告第 13 号 専決処分の承認を求めることについて

(中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

議案第 28 号 中能登町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 29 号 中能登町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 30 号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

提案理由説明

日程第 6 議案質疑

日程第 7 討論・採決

日程第 8 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

午後3時00分 開会

◎開 議

○議長(藤本一義議員) ご苦労様です。

ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達しております。

ただいまから、平成21年第2回中能登町議会臨時会を開会いたします。

諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による、本会議に出席する者を、別紙の説明員職氏名一覧表として、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議席の指定

○議長(藤本一義議員) 日程第1 補欠選挙により当選した議員の議席の指定。

先般、当選された「南 昭榮」議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定によって、1番に指定します。

◎議席の変更

○議長(藤本一義議員) 日程第2 議席の一部変更。

先般、新たに当選された「南 昭榮」議員の議席に関連し、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

笹川広美議員の議席を2番に、諏訪良一議員の議席を3番に、堀江健爾議員の議席を4番に、宮下為幸議員の議席を5番に、それぞれ変更いたします。

変更した議席はお手元に配付しました変更議席表のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(藤本一義議員) 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、19番 作間七郎議員、20番 杉本平治議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(藤本一義議員) 日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(藤本一義議員) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎議案の一括上程

○議長(藤本一義議員) 日程第5 議案の一括上程

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度中能登町一般会計補正予算)

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度中能登町一般会計補正予算)

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度中能登町老人保健特別会計補正予算)

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算)

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度中能登町介護保険特別会計補正予算)

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算)

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度中能登町下水道事業特別会計補正予算)

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算)

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算)

報告第10号 平成20年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第11号 専決処分の承認を求めることについて(中能登町税条例の一部を改正する条例について)

報告第12号 専決処分の承認を求めることについて(中能登町原子力発電施設等立地地域の指定による町税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について)

報告第13号 専決処分の承認を求めることについて(中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

議案第28号 中能登町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第29号 中能登町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第30号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

以上、報告13件、議案3件を一括議題といたします。

町長から報告、議案についての提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 おはようございます。

提案理由の説明をいたします。

本日ここに、平成21年第2回中能登町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私共に何かとご多用の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の臨時会に提案いたしました議案の主な内容について説明をいたします。

最初に、報告第1号 平成20年度中能登町一般会計補正予算専決処分の承認を求めることにつきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,379万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億2,019万9,000円とし、3月30日付けをもって専決処分を行いましたので報告するものであります。

補正予算の主なものは、町単独事業としての定額給付金及び子育て応援特別手当、並びにふるさと応援商品券販売に伴う追加補正であります。

次に、報告第2号から報告第10号までは、平成20年度補正予算であり、いずれも事業費の確定と決算を見込み、3月31日付けをもって専決処分を行いましたので、報告するものであります。

まず、報告第2号 平成20年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,820万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億4,199万2,000円としたものであります。

また、第2表の繰越明許費につきましては、主に国の経済対策に関連する事業について、年度内の予算支出が見込めないため、翌年度へ繰越するものであります。

次に、第3表の地方債補正につきましては、事業費の確定により、それぞれ必要額を計上したものであります。

補正予算の主なものは、歳入では、地方交付税の増額と繰入金の減額等であります。歳出では、特別会計への繰出金や県営土地改良事業費、並びに統合中学校建設に係る調査設計業務等の減額であります。

なお、今回の補正により、当初歳入で見込んでいた財政調整基金の取り崩しは行わず、新たに歳出で財政調整基金を積み増しすることとしました。

次に、報告第3号 平成21年度中能登町老人保健特別会計補正予算につきましては、歳入

歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,118 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,301 万 6,000 円としたものであります。

補正予算の主なものは、医療給付費負担金の減額等によるものであります。

次に、報告第 4 号 平成 20 年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 225 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 414 万 7,000 円としたものであります。

補正予算の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の減額等であります。

次に、報告第 5 号 平成 20 年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,506 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 9,380 万 2,000 円としたものであります。

補正予算の主なものは、事業費の確定に伴う介護サービス費の減額、及び介護給付費準備基金積立金の増額等であります。

次に、報告第 6 号 平成 20 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,075 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 9,259 万円としたものであります。

補正予算の主なものは、保険給付費、及び予備費の減額であります。

次に、報告第 7 号 平成 20 年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,843 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 5,539 万円としたものであります。

補正予算の主なものは、公共下水道施設管理費での委託料等の減額であります。

次に、報告第 8 号 平成 20 年度中能登町分

譲宅地造成事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 247 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,436 万 7,000 円としたものであります。

補正予算の主なものは、西馬場地区における分譲宅地の土地売払収入の増額と、それに伴う一般会計繰出金の増額であります。

次に、報告第 9 号 平成 20 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 629 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,193 万 6,000 円としたものであります。

補正予算の主なものは、管理費における工事請負費の減額及び施設整備事業費での工事請負費の減額であります。

以上、報告第 1 号から報告第 9 号までの平成 20 年度各会計補正予算に係る案件につきましては、地方自治法第 179 条第 3 項等の規定により議会に報告し、専決処分の承認を求めるものであります。

次に、報告第 10 号は、平成 20 年度から平成 21 年度に繰越するための繰越明許費繰越計算書で、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第 11 号から報告第 13 号までは、国の法令改正に伴い、3 月 31 日付けをもって条例の一部改正について専決処分を行いましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

まず、報告第 11 号 中能登町税条例の一部を改正する条例について専決処分の承認を求めることについてであります。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人住民税における住宅ローンの特別控除の創設等、所要の改正を行ったものであります。

次に、報告第 12 号 中能登町原子力発電施設等立地地域の指定による町税の課税の特例に関

する条例の一部を改正する条例について専決処分
の承認を求めることについてであります。

この条例は、原子力発電施設等立地地域の振
興に関する特別措置法第 10 条の地方税の不均
一課税に伴う措置が適用される場合等を定める
省令の一部改正に伴い、固定資産税の不均一課
税の期間が延長される所要の改正を行ったもの
であります。

次に、報告第 13 号 中能登町国民健康保険税
条例の一部を改正する条例について専決処分の
承認を求めることについてであります。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法
律の施行に伴い、国民健康保険税のうち、介護
納付金分の課税限度額を 9 万円から 10 万円に
引上げる等の所要の改正を行ったものでありま
す。

次に、議案第 28 号から議案第 30 号までは、
現下の社会経済情勢から 5 月 1 日に出された人
事院勧告を受け、中能登町においても人事院勧
告に準じて条例の改正を行うものであります。

まず、議案第 28 号 中能登町常勤の特別職の
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
についてであります。

この条例は、常勤の特別職である町長及び
副町長の平成 21 年 6 月支給に係る期末手当を
0.2 ヶ月分減額するものであります。

次に、議案第 29 号 中能登町教育委員会教育
長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を
改正する条例についてであります。

この条例は、教育委員会教育長の平成 21 年 6
月支給に係る期末手当を 0.2 ヶ月分減額するも
のであります。

最後に、議案第 30 号 中能登町一般職の職員
の給与に関する条例の一部を改正する条例につ
いてであります。

この条例は、一般職の職員の平成 21 年 6 月支
給に係る期末勤勉手当を 0.2 ヶ月分減額する所
要の改正を行うものであります。

なお、議員各位の期末手当につきましては人
事院勧告に準じ、一般職の例により支給するこ

ととなるものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につき、
その大要をご説明申し上げましたが、議員各位
におかれましては、慎重なるご審議をいただき、
適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げ
まして、提案理由の説明を終わります。

◎議案質疑

○議長(藤本一義議員) 町長の提案理由の説明
が終わりました。

日程第 6 議案質疑

これより、報告第 1 号から報告第 13 号、議案
第 28 号から議案第 30 号までの報告 13 件、議案
3 件について質疑を行います。

質疑の方は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(藤本一義議員) 質疑はないものと認
め、質疑を終結いたします。

◎討論・採決

○議長(藤本一義議員) 日程第 7 討論・採決
これより上程議案、報告第 1 号から報告第 13
号、議案第 28 号から議案第 30 号までの、報告
13 件、議案 3 件について、討論を行います。

討論の方は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(藤本一義議員) 討論はないものと認め
ます。

次に、採決を行います。

報告第 1 号から報告第 10 号まで、以上の報告
10 件についての採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり、承認することに賛成
の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤本一義議員) 起立全員であります。

よって、報告第 1 号から報告第 10 号までの報
告 10 件は、原案のとおり承認されました。

次に、報告第 11 号から報告第 13 号まで、以
上の報告 3 件について採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり、承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であります。

よって、報告第11号から報告第13号までの報告3件は、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第28号から議案第30号まで、以上議案3件についての採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であります。

よって、議案第28号から議案第30号までの議案3件は、原案のとおり可決されました。

日程第8「石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を議題といたします。

石川県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、広域連合選出議員1名の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、中能登町議会議員 私、藤本一義を指名いたし

ます。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名しました中能登町議会議員 私、藤本一義を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま、指名しました中能登町議会議員 私、藤本一義が、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

ここで、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎閉議・閉会

○議長（藤本一義議員） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は、終了いたしました。

これで、平成21年第2回中能登町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午後3時33分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 藤 本 一 義

署名議員 作 間 七 郎

署名議員 杉 本 平 治